

新興感染症対応体制確保・強化事業に係るQ&A

No.	区分	質問	回答
1	全体	事業は、いつから着手できるのでしょうか。	内示後に、着手できます。施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。なお、内示は令和6年6月以降となる予定です。
2	全体	医療機関から提出された事業計画が令和7年度以降に整備が完了する計画であった場合、国へ当該事業計画を提出しても補助採択されないという理解でよろしいでしょうか。	令和5年度補正予算による本事業は、6年度に繰越して実施することを予定しているので、6年度中に完了させる必要があります。 令和7年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。
3	病室の感染症対策に係る整備	施設整備事業計画書(様式3-16)の整備事業期間の「着工」とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか。	一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。 工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。
4	病室の感染症対策に係る整備	施設整備事業計画書(様式3-16)の「事業の種別」とは何を指すのでしょうか。	今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。 当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。
5	病室の感染症対策に係る整備	専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか。 その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか。	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。 工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。
6	病室の感染症対策に係る整備	手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるのでしょうか。 救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのでしょうか。	手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものと考えています。
7	病室の感染症対策に係る整備	個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となりますでしょうか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。 ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。

8	病室の感染 症対策に係 る整備	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となりますか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
9	病室の感染 症対策に係 る整備	①新興感染症患者を受け入れるための個室整備（トイレ等の付属設備の整備を含む）とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となり得るか。 ②また、①が不可である場合、同補助金メニューの「病棟等の感染対策に係る整備」の活用等により、可動式パーテーションの設置により多床室を個室化する計画と併せ、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、上記「病室の感染対策に係る整備（トイレ新設）」の補助対象となり得るか。	①②「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 （当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は1/3となります。）
10	病室の感染 症対策に係 る整備	結核モデル病床も、施設・設備整備の補助対象となりますか。	結核モデル病床も、協定による病床確保に係る整備の場合は、補助対象となります。
11	病棟等の感 染対策に係 る整備	多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてください。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
12	病棟等の感 染対策に係 る整備	・可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないという認識で良いでしょうか。 ・とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3－16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのでしょうか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのでしょうか。	・可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。 ・当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）を記載してください。

13	検査機器	PCR検査機器の補助について、PCR法の検査機器のみが補助対象となるのでしょうか。 例えばコロナ包括交付金では対象であったNEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象になりますか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。 検査機器の整備について、新型コロナウイルスの検査にはPCR法以外も用いられていることは承知していますが、今回はその他の検査法と比較し比較的早期から検査を行うことが可能であり、かつ精度が高いという利点も考慮し「PCR検査装置」を対象としています。 PCR法とLAMP法は核酸増幅のメカニズムが異なっており、核酸増幅法にPCR法、LAMP法、NEAR法等は含まれますが、PCR法は温度変化を伴うPolymerase chain reactionを活用した検査であり、鎖置換反応を用いるLAMP法やNicking enzymeを用いるNEAR法は含まれていないという認識です。 また、RT-PCR法とPCR法は増幅対象がRNAかDNAかという違いであり検査方法として本質的な違いはないと考えられます。 リアルタイムPCR法は、PCR法の中でも定量的な検査ができる利点がありますが、こちらはPCR法として整理可能と考えます。 該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等を参考にご判断ください。 なお、厚生労働省として補助対象となる特定の機器について具体的に例示することはできませんが、医療機器として承認されているものが原則と考えています。
14	検査機器	・検査機器（PCR検査機器）の補助基準額は1台当たり9,350,000円となっております。 特定の検査キットにしか対応していない機器（安価）や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器（高価）等、様々な種類がありますが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はありますでしょうか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。 PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。
15	個人防護具 保管施設の 整備	病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも要件となりますか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。

16	個人防護具 保管施設の 整備	建築工事を伴うキャビネット等の設置の補助対象範囲について、「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。」とされていますが、備蓄倉庫を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。
17	個人防護具 保管施設の 整備	設置場所について、薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となるでしょうか？	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。
18	個人防護具 保管施設の 整備	個人防護具保管施設整備事業の個別案件を国に相談する際、確認する内容についてご教示ください。	「個人防護具保管施設の整備」については、建物整備であることを確認する必要があります。 整備対象が建築物に該当するかどうかを含め、建築基準法等に関することについては、自治体の担当部署等に確認してください。 その上で、個別に相談を要する案件がある場合は、論点を整理いただき、交付要綱の様式 3－16（施設整備事業計画書）及び参考となる資料を提出してください。
19	その他	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はありますか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。

※国より当該補助事業に係る考えが追加で示された場合、順次、加筆・修正・追加します。